

令和3年度不法投棄物クリーン活動

令和3年7月29日に不法投棄物クリーン活動を実施しました。

不法投棄対策については、これまでも森林ボランティアや関係機関・団体の協力を得ながら不法投棄物の撤去やパトロール等を行っています。

当支署では「永遠の日本のふるさと遠野」の森林を守り育て、その環境と景観を保全するため、林野庁が毎年7月に設定している「国民の森林クリーン月間」に合わせて当支署主催で不法投棄物の回収を行っています。今年度も管内5箇所に分かれて関係機関・団体及び森林ボランティアなど34人（内支署職員7人）の協力を得ながら、軽トラック約3台分の不法投棄物を回収しました。当日は、車から降りただけで汗がでるほど暑い中での作業となり、雨などで溶けた段ボールや割れた瓶などの回収もありましたが、協力しながら怪我などもなく無事に回収することができました。



不法投棄物を回収している様子



回収された不法投棄物



回収された不法投棄物の一部

不法投棄は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が課せられる犯罪行為ですが、こうした行為が無くならず不法投棄物を見ると何でこんなことをするのだろうと悲しくなります。

右下の写真の白い袋に入ったものは分別して袋に入れられているものが投棄されていたものです。分別されているので、そのまま資源として出せばいいだけです。山に持っていく方がよほど手間だと思うのですが...

投棄されて時間が経ったものは資源ごみにはならないので不燃ごみになってしまいます。せっかく分別したらきちんと処理して欲しいものです。

今後も関係機関等と連携しながらパトロールをはじめとする不法投棄防止に向けた取り組みを進めていきたいと思えます。